

令和7年度青少年心理アドバイザー派遣事業実施要項

1 目 的

青少年を取り巻く社会環境は、急激な社会の変化により様々な問題が指摘されている中で、大人は、青少年の声を尊重し、青少年が将来にわたって幸福な生活を送れる社会を目指していかなければなりません。

そのためにも、青少年にとっての成長過程では、青少年に寄り添える大人の存在がますます重要になってきています。

こうした状況に対応するため、公益社団法人茨城県青少年育成協会（以下、「県育成協会」という。）は、青少年の心理やカウンセリング等に専門的な技術や知識を有した専門家に「青少年心理アドバイザー」（以下、「アドバイザー」という。）として登録いただき、地域で開催される研修会等へアドバイザーを派遣し、青少年の心理を理解した接し方等の普及や具体的な対応への助言等を行い、青少年育成指導者をはじめ地域の方々が青少年に対する理解と支援の在り方を深めることを目的として、青少年心理アドバイザー派遣事業を実施します。

2 アドバイザーの職務

登録票（様式1）により登録されたアドバイザーは、地域における研修会等を通じ、青少年を理解するために必要な知識や技術などの普及、具体的な対応への助言等を行うことを職務とする。

3 アドバイザーの登録期間及び資格

アドバイザーの登録期間は、2年間（令和6・7年度）とし、資格は次のとおりとする。

- （1） スクールカウンセラーを経験し、アドバイザーとなることを希望する者。
- （2） 心理学を専門とする大学等の教員、臨床心理士等青少年の心理に専門的な知識や技術を有する者で、アドバイザーとなることを希望する者。

4 派遣の対象

派遣の対象とする研修会等は、次のとおりとする。

- （1） 市町村民会議・青少年相談員連絡協議会・子ども会育成連合会・PTA等の青少年育成団体、市町村青少年行政主管課や青少年センターが主催するもの。
- （2） 地域で青少年に関わっている任意の団体・グループが主催するもの。

なお、研修会等の内容は、次のすべての条件を満たすものとする。

ア 茨城県内において開催するもの。

イ 青少年育成者や保護者、地域の一般住民等を対象としたもの。

ウ 政治、宗教及び営利を目的としないもの。

5 派遣に要する経費

(1) アドバイザーへの謝金、交通費、事前打合せに係る費用は、研修会等の主催者（以下、「主催者」という。）が負担する。

(2) アドバイザーに対する謝金、旅費の支給は、次のとおりとする。

ア 謝金 1時間当たり 12,000 円とする。

ただし、主催者の事情によりこの額での支給が困難な場合は、この限りではない。（その際は、県育成協会がアドバイザーと事前に相談のうえ、支給額を決定するものとする。）

イ 旅費 主催者の規定によるものとする。

6 派遣の手続き

(1) アドバイザーの派遣を希望する主催者は、「派遣依頼書・研修会等実施計画書」（様式2）を県育成協会に提出するものとする

(2) 県育成協会は、アドバイザーを決定し主催者へ通知する。（様式3）

(3) 主催者は、アドバイザーに対して講師依頼を行う。

(4) 研修会等終了後、主催者は、研修会等実施報告書（様式4）を県育成協会に提出するものとする。

(5) 派遣依頼書・研修会等実施計画書等の提出先は、次のとおりとする。

公益社団法人 茨城県青少年育成協会

（郵送の場合） 〒310-0034 水戸市緑町 1-1-18 県立青少年会館 3 階

（FAXの場合） 029-228-6200

（Eメールの場合） sha@ibaraki-ikusei.jp

7 問い合わせ先

公益社団法人 茨城県青少年育成協会

〒310-0034 水戸市緑町 1-1-18 県立青少年会館 3 階

電 話 029-227-2747

ホームページ <http://www.ibaraki-ikusei.jp/>